

岩手県告示第270号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 宮古港海岸

2 指定区域

基点1から基点20までを順次に直線で結んだ線及び基点1と基点20とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点の位置（角度の表示は真北を基準とする）

基点1 鉾ヶ崎地区三等三角点（北緯39度38分49秒9162、東経141度58分26秒4485）から257度00分 253.0メートルの地点

基点2 基点1から276度00分00秒44.0メートルの地点

基点3 基点2から252度00分00秒37.0メートルの地点

基点4 基点3から237度00分00秒79.0メートルの地点

基点5 基点4から193度35分00秒437.0メートルの地点

基点6 基点5から179度27分00秒107.0メートルの地点

基点7 基点6から145度40分00秒29.0メートルの地点

基点8 基点7から203度00分00秒78.0メートルの地点

基点9 基点8から271度37分23秒72.2メートルの地点

基点10 基点9から327度00分00秒64.0メートルの地点

基点11 基点10から2度00分00秒57.0メートルの地点

基点12 基点11から93度00分00秒47.0メートルの地点

基点13 基点12から6度20分32秒45.4メートルの地点

基点14 基点13から13度00分00秒227.0メートルの地点

基点15 基点14から354度00分00秒173.0メートルの地点

基点16 基点15から55度00分00秒161.0メートルの地点

基点17 基点16から22度23分22秒17.0メートルの地点

基点18 基点17から327度00分00秒50.8メートルの地点

基点19 基点18から54度00分00秒65.0メートルの地点

基点20 基点19から103度00分00秒120.0メートルの地点

備考 関係図面は、岩手県県土整備部港湾課及び宮古地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。